

第86期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

開催
場所

東京都新宿区津久戸町2番1号
当社 東京本社 大会議室

議 決 権
行 使 期 限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分まで

■ 決議事項

会社提案（第1号議案から第4号議案まで）

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

株主提案（第5号議案から第7号議案まで）

第5号議案 自己株式取得の件

第6号議案 剰余金処分の件

第7号議案 定款一部変更の件（戦略検討
委員会の設置）

「スマート行使」と「ネットで招集」で議決権
行使が簡単・便利に

「ネットで招集」について、詳しくは
6頁をご参照ください。



<https://s.srdb.jp/1861/>



Provided by TAKARA Printing



熊谷組

証券コード：1861

ごあいさつ



株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第86期定時株主総会を6月29日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長 櫻野 泰則

高める、つくる、そして、支える。

私たちがつくるのは、単なる建物や建造物だけでなく、そこに集う人々とともに作りあげていくコミュニティーです。

(証券コード 1861)
2023年6月2日
(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株 主 各 位

本 店 福井市中央2丁目6番8号
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号
株式会社 熊 谷 組
取締役社長 櫻 野 泰 則

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.kumagaigumi.co.jp/ir/stockinfo/meeting/index.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（熊谷組）又は証券コード（1861）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室
3. 目 的 事 項
報告事項 1. 第86期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第86期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

(会社提案)

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

(株主提案)

- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 剰余金処分の件
- 第7号議案 定款一部変更の件(戦略検討委員会の設置)

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表
- (2) インターネット等による方法と議決権行使書を重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なおご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時30分必着



インターネット等による議決権行使

後記7頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで

(ご参考)

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権を行使できます。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

「ネットで招集」なら「スマート行使」へ簡単アクセス！



「スマート行使」をスムーズにご利用いただけるよう、カメラボタンを設置。QRコードを撮影いただけます。

詳しくは次のページへ

(ご参考)



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内



本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/1861/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT 1 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

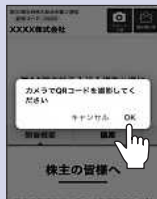
このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

POINT 2 「スマート行使」に簡単アクセス!

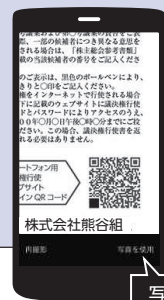
カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



「スマート行使」
ボタンをタッチ後
「OK」を選択で
カメラが起動しま
す。



議決権行使書用
紙のQRコード
を撮影し、撮影
した写真の画面
で「**写真を使用**
」をタッチ。



写真を使用

「OK」を選択後、
「スマートフォン
用議決権行使ウ
ェブサイト」へア
クセスいただけます。



POINT 3 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。



POINT 4 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使期限

2023年6月28日（水）午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください

ご注意事項

- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

- ①インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル ☎ 0120-652-031
(午前9時～午後9時)

- ②その他のご照会

証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
証券会社に口座のない株主様
三井住友信託銀行 証券代行部
☎ 0120-782-031
(土日休日を除く 午前9時～午後5時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。同封の個人情報保護シールをご利用いただくことができます。なお、各議案について賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書 株主番号 _____ 議決権行使回数 _____ 個

株式会社熊谷組 御中

私は、2023年6月29日開催の貴社第86期定時株主総会（継続会又は延会を含む）における各議案につき、下記「賛否を○印で表示」のとおり議決権を行使します。

2023年6月 _____ 日

議案	第1号議案	第2号議案 <small>（特別議案）</small>	第3号議案	第4号議案 <small>（特別議案）</small>
会社提案	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

株式会社熊谷組

（ご注意）株主提案の各議案につきましては、当社取締役会はそのいづれにも反対しております。第9号議案以下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。

インターネットと印刷用紙との議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の石片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- 第2号、第4号の各議案に賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトアクセスし2023年6月28日午後5時までのみご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
ログインQRコード

株式会社熊谷組

第2号議案および第4号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第5号議案、第6号議案および第7号議案は 株主様からの提案によるものです。当社取締役会はこれらの議案に反対しております。詳細につきましては29頁から37頁をご参照ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

各議案の賛否をご表示ください。

取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
株主提案	○	○	○
会社提案	○	○	○

取締役会の意見に反対される場合

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案
株主提案	○	○	○
会社提案	○	○	○

株主総会参考書類

議案及び参考事項

(会社提案)

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、利益配分につきまして、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実に努めつつ、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境等を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、「中期経営計画（2021～2023年度）」に基づき、更なる業績の拡大に努めるとともに、株主の皆様への利益還元をなお一層重視し、配当性向30%を目途に株主還元を継続していく所存であります。

このような基本方針及び中期経営計画に基づき、第86期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき130円
なお、この場合の配当総額は5,698,903,080円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

(会社提案)

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

【ご参考】 候補者一覧

候補者番号		氏名	地位	担当	出席回数/ 取締役会
1	再任	さくらの やすのり 櫻野 泰則	取締役社長 執行役員社長		100% (18回/18回)
2	再任	かとう よしひこ 嘉藤 好彦	取締役 執行役員副社長	土木全般 技術担当	100% (18回/18回)
3	再任	おがわ よしあき 小川 嘉明	取締役 執行役員副社長	建築全般 安全衛生担当 品質・環境担当	94% (17回/18回)
4	再任	ひだか こうじ 日高 功二	取締役 専務執行役員	管理全般 コンプライアンス担当	100% (18回/18回)
5	再任	うえだ しん 上田 真	取締役 専務執行役員	建築事業本部長	100% (18回/18回)
6	再任	おかいち こうじ 岡市 光司	取締役 専務執行役員	土木事業本部長 土木事業本部鉄道プロ ジェクト推進本部長	100% (18回/18回)
7	再任	さとう たつる 佐藤 建	取締役 非業務執行		93% (13回/14回) (2022年6月就任後)
8	再任	よしだ さかえ 吉田 栄	取締役 社外 独立役員		100% (18回/18回)
9	再任	おかだ しげる 岡田 茂	取締役 社外 独立役員		100% (18回/18回)
10	再任	さくらぎ きみえ 桜木 君枝	取締役 社外 独立役員		100% (18回/18回)
11	再任	なら まさや 奈良 正哉	取締役 社外 独立役員		100% (14回/14回) (2022年6月就任後)

取締役候補者

候補者番号

1

さくらの やす のり
櫻野 泰則 (1957年7月2日生)

再任



■ 所有する当社の株式数
6,900株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2014年4月	当社経営管理本部長
2010年4月	当社管理本部人事部長	2014年4月	当社経営管理本部経営企画部長
2011年4月	当社執行役員	2015年4月	当社経営企画本部長
2012年4月	当社企画室担当	2016年4月	当社経営企画本部ダイバーシティ推進室長
2012年4月	当社広報室担当	2017年4月	当社専務取締役
2012年4月	当社CSR推進室担当	2017年4月	当社専務執行役員
2012年6月	当社取締役	2018年4月	当社取締役社長（現任）
2012年7月	当社企画室長	2018年4月	当社執行役員社長（現任）
2014年4月	当社常務取締役		
2014年4月	当社常務執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、人事部長や企画室長及び経営管理本部長等の要職を歴任後、2015年4月から2018年3月まで経営企画本部長を務め、住友林業株式会社との業務・資本提携、中長期経営方針及び中期経営計画（2018～2020年度）策定を主導するなどの実務実績を有しております。また、2018年4月からは代表取締役社長として当社グループを主導し、将来を見据えた当社の企業価値向上に努めております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

**■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

1982年4月	当社入社	2017年4月	当社専務取締役
2013年4月	当社執行役員	2017年4月	当社専務執行役員
2013年4月	当社東北支店副支店長	2020年4月	当社取締役（現任）
2013年4月	当社東北支店震災復興担当	2020年4月	当社執行役員副社長（現任）
2014年4月	当社常務執行役員	2021年4月	当社土木全般（現任）
2014年4月	当社土木事業本部長	2021年4月	当社技術担当（現任）
2014年6月	当社常務取締役		
2016年5月	当社土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長		

■ 所有する当社の株式数

2,800株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、数多くのトンネル掘削工事に携わったほか、土木事業本部技術センター東日本地区部長及び東北支店副支店長兼震災復興担当等の要職を歴任後、土木事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3**

お がわ よし あき
小川 嘉明 (1958年6月19日生)

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2017年4月	当社建築事業本部長
2011年4月	当社執行役員	2017年6月	当社専務取締役
2011年4月	当社関西支店建築事業部長	2020年4月	当社取締役(現任)
2011年4月	当社関西支店建築事業部建築部長	2020年4月	当社執行役員副社長(現任)
2012年4月	当社関西支店副支店長	2021年4月	当社建築全般(現任)
2013年4月	当社常務執行役員	2021年4月	当社安全衛生担当(現任)
2013年4月	当社関西支店長	2021年4月	当社品質・環境担当(現任)
2017年4月	当社専務執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

■ 所有する当社の株式数
4,900株

同氏は、入社以来、建築事業部門に従事し、大型工事の作業所長や建築事業部長等の要職を歴任後、建築事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2013年4月から2017年3月まで関西支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

ひ だか こう じ
日高 功二 (1958年5月24日生)

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2016年4月	当社個人情報保護担当
2012年4月	当社管理本部副本部長	2017年4月	当社常務執行役員
2012年7月	当社管理本部主計部長	2018年6月	当社常務取締役
2013年4月	当社執行役員	2020年4月	当社取締役 (現任)
2014年4月	当社経営管理本部副本部長	2020年4月	当社専務執行役員 (現任)
2014年4月	当社経営管理本部主計部長	2021年4月	当社コンプライアンス担当 (現任)
2015年4月	当社管理本部長	2023年4月	当社管理全般 (現任)
2016年4月	当社綱紀担当		

■ 所有する当社の株式数

3,720株

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、企画室長や主計部長等の要職を歴任後、管理本部長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

う え だ し ん
上 田 真 (1961年12月23日生)

再 任



■ 所有する当社の株式数
3,600株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2017年 4月	当社常務執行役員
2014年 4月	当社執行役員	2017年 4月	当社首都圏支店長
2014年 4月	当社首都圏支店副支店長	2020年 4月	当社専務執行役員（現任）
2014年 4月	当社首都圏支店建築事業部長	2021年 4月	当社建築事業本部長（現任）
2015年 6月	当社プロジェクト対策室長	2021年 6月	当社取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、建築事業部門に従事し、大型工事の作業所長や建築事業部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2017年4月から2021年3月まで首都圏支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

おか いち こう じ
岡市 光司 (1960年4月3日生)

再任



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2020年4月	当社専務執行役員（現任）
2016年4月	当社執行役員	2021年4月	当社土木事業本部長（現任）
2016年4月	当社土木事業本部副本部長	2021年4月	当社土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長（現任）
2016年4月	当社土木事業本部土木部長		
2017年4月	当社関西支店長	2021年6月	当社取締役（現任）
2018年4月	当社常務執行役員		
2019年4月	当社関西支店関西夢プロジェクト室長		

■ 取締役候補者とした理由

■ 所有する当社の株式数
1,300株

同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、数多くの都市土木工事に携わったほか、土木事業本部副本部長及び土木事業本部土木部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また2017年4月から2021年3月まで関西支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月	住友林業株式会社入社	2013年 6月	同社取締役
2008年 10月	同社住宅事業本部住宅管理部長	2016年 4月	同社専務執行役員
2011年 4月	同社人事部長	2018年 4月	同社代表取締役（現任）
2011年 6月	同社理事	2018年 4月	同社執行役員副社長（現任）
2012年 4月	同社総務部長	2018年 6月	当社監査役
2012年 6月	同社執行役員	2022年 6月	当社取締役（現任）
2013年 4月	同社常務執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

■ 所有する当社の株式数 一株

同氏は、住友林業株式会社で長年にわたり取締役の任にあたっており、現在は代表取締役執行役員副社長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。また、当社は同社と業務・資本提携を行っておりますが、同社が強みとする自然素材である「木」や「緑」について同社が有する深い知見、及びこの知見を活かし海外での住宅事業や都市開発等で得た同社のノウハウが、当社として今後より一層強化していきたいグローバル分野や、今日、企業市民として積極的な対応が求められるサステナビリティにおいて重要な意味を持つため、同氏の同社における経営経験や見識を当社の取締役として経営に活かすことが非常に有意義であると判断しております。また、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

よし だ さかえ
吉田 栄 (1957年2月3日生)

再任

社外

独立役員



■ 所有する当社の株式数
1,400株

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年4月	大日本インキ化学工業株式会社 (現 D I C株式会社) 入社	2015年1月	同社執行役員生産統括本部長
2009年4月	D I C株式会社堺工場工場長	2018年1月	同社顧問 (2018年12月退社)
2010年4月	同社千葉工場工場長	2020年6月	当社社外取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、大日本インキ化学工業株式会社 (現 D I C株式会社) 入社後、堺工場工場長、千葉工場工場長等の要職を経て、同社の執行役員生産統括本部長として経営に参画していた実績を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記28頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年4月	昭和産業株式会社入社	2017年4月	同社取締役会長
2005年6月	同社執行役員	2018年4月	同社取締役
2008年6月	同社常務取締役	2018年6月	同社特別顧問役 (2020年2月退任)
2010年6月	同社専務取締役	2021年6月	当社社外取締役 (現任)
2011年6月	同社代表取締役社長		
2016年4月	同社代表取締役会長		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、昭和産業株式会社入社後、同社の複数部門を管掌する業務執行取締役などの要職を経て、代表取締役社長や代表取締役会長を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記28頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。

■ 所有する当社の株式数
2,100株

候補者番号 10

さくら ぎ きみ え
桜木 君枝 (1958年9月6日生)

再任

社外

独立役員



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年3月	株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社	2003年6月	同社常勤監査役（2019年6月退任）
1995年4月	同社出版部書籍事業部門統括	2007年4月	会津大学大学院特任教授（現任）
1998年11月	同社ビジネスエシックスコミッティ課長	2019年6月	東洋紡株式会社社外取締役（現任）
2003年1月	同社企業倫理・コンプライアンス室長	2021年6月	いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
		2021年6月	当社社外取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

■ 所有する当社の株式数 300株

同氏は、株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社後、企業倫理・コンプライアンス室長等の要職を経て、同社の常勤監査役としての経験を有するほか、東洋紡株式会社の社外取締役やいすゞ自動車株式会社の社外取締役（監査等委員）、会津大学大学院の特任教授を務めるなど豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員要件を満たしております。また、後記28頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
なお、同氏が過去に業務執行を行っていた会社とは、直近事業年度において取引はありません。



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年9月	安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社) 入行	2017年1月	鳥飼総合法律事務所入所
2009年4月	みずほ信託銀行株式会社執行役員 運用企画部長	2019年3月	株式会社タムロン社外監査役(現任)
2011年6月	同社常勤監査役	2020年1月	鳥飼総合法律事務所パートナー (現任)
2014年4月	みずほ不動産販売株式会社専務取 締役	2021年6月	理想科学工業株式会社社外監査役 (現任)
2017年1月	弁護士登録	2022年6月	当社社外取締役(現任)

■ 所有する当社の株式数

100株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社)入行後、同社の執行役員運用企画部長や常勤監査役として経営に参画・関与した実績に加え、鳥飼総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社タムロン並びに理想科学工業株式会社の社外監査役を務めるなど豊富な実務実績を有しており、その実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記28頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、当社は同氏が過去に業務執行を行っていたみずほ信託銀行株式会社と融資取引を行っておりますが、直近事業年度において、同社との融資取引の規模は連結総資産の0.1%以下であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桜木君枝氏が2019年6月より社外取締役を務めている東洋紡株式会社は、2020年10月～2021年3月にエンジニアリングプラスチック7製品につき、第三者認証機関への登録内容と実際の商品の組成が異なる等の品質不正事案が明らかになり、本事案の判明以降、同製品群に対する米国の第三者安全科学機関であるUnderwriters Laboratoriesの認証取消し、並びに同社の一部組織に対するISO9001認証の取消し及び認証の一時停止がなされました。本事案は、同氏の社外取締役就任前に端緒をなすものですが、同氏は、社外取締役就任以降、内部統制とコンプライアンスに関して、適宜その状況の確認とともに提言を行い、内部統制とコンプライアンスの向上に努めておりました。また、本事案の判明後においては、社外取締役及び監査役から構成される対応委員会の一員として、事実の解明に努めるとともに再発防止のための意見表明を行っております。
3. 吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって、吉田 栄氏は3年、岡田 茂及び桜木君枝の両氏は2年、奈良正哉氏は1年となります。
4. 当社は、佐藤 建、吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、各氏と当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、全ての取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。また、各候補者が再任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。

(ご参考)

第2号議案が承認された場合の当社の取締役会の体制が備えるべきスキル項目と各取締役に特に期待されるスキルは以下のとおりであります。

なお、当該記載は、各取締役に有する全ての知識・経験・能力を示すものではありません。

氏名	地位	担当	企業経営/ 経営戦略	営業/ マーケティング	グローバル	技術/ 研究開発/ ICT (DX)	コンプライアンス/ リスク管理	財務/会計	サステナビリティ (ESG/SDGs)	人財開発/ ダイバーシティ
櫻野 泰則	取締役社長 執行役員社長		●		●			●	●	
嘉藤 好彦	取締役 執行役員副社長	土木全般、技術担当	●	●		●	●			
小川 嘉明	取締役 執行役員副社長	建築全般、安全衛生 担当、品質・環境担 当	●	●					●	●
日高 功二	取締役 専務執行役員	管理全般、コンプラ イアンス担当	●				●	●		●
上田 真	取締役 専務執行役員	建築事業本部長	●	●		●				●
岡市 光司	取締役 専務執行役員	土木事業本部長、土 木事業本部鉄道プロ ジェクト推進本部長	●	●		●				●
佐藤 建	取締役		●		●		●		●	
吉田 栄	取締役	(社外取締役)	●		●	●			●	
岡田 茂	取締役	(社外取締役)	●	●	●			●		
桜木 君枝	取締役	(社外取締役)	●				●		●	●
奈良 正哉	取締役	(社外取締役)	●				●	●		●

(会社提案)

第3号議案 監査役1名選任の件

社外監査役竹花 豊氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

うえだ みほ
上田 美帆 (1972年1月19日生)

新任

社外

独立役員



■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1999年4月	弁護士登録	2018年6月	ジェコス株式会社補欠監査役(現任)
2005年4月	立教大学大学院法務研究科法務講師	2021年6月	株式会社リーガルコーポレーション社外取締役(現任)
2016年5月	立教大学 観光ADRセンター 調停人(現任)	2021年6月	公益財団法人日本ハンドボール協会理事
2017年4月	サンライズ法律事務所パートナー 弁護士(現任)	2022年12月	株式会社マリオン社外取締役(監査等委員)(現任)
2018年6月	トレイダーズホールディングス株式会社社外取締役		

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士登録後、サンライズ法律事務所のパートナーを務めるなど、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、トレイダーズホールディングス株式会社や株式会社リーガルコーポレーションの社外取締役及び株式会社マリオンの社外取締役(監査等委員)を務めるなど幅広い実務経験を有しており、その実績により培われた豊富な経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できることから新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員要件を満たしております。また、後記28頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、同氏がこれまでに所属しておりました法律事務所とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上田美帆氏が選任された場合には、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。

3. 当社は、全ての取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、上田美帆氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。

(会社提案)

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、吉川 司氏は、社外監査役以外の監査役の補欠として、前川 晶氏は、社外監査役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者

候補者番号 **1** よし かわ つかさ
吉川 司 (1955年9月8日生)

■ 所有する当社の株式数
2,640株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2018年6月	当社常任顧問
2001年7月	当社財務本部主計部長	2020年7月	当社常勤顧問
2003年10月	当社管理本部主計部長	2021年7月	当社非常勤顧問 (2022年6月退社)
2008年6月	当社監査室長		
2013年6月	当社常勤監査役		

■ 補欠の監査役候補者とした理由

同氏は、当社の主計部長等の要職を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、監査室長を務めるなど内部監査部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また当社常勤監査役としても適切な監査を行ってまいりました。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠監査役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 所有する当社の株式数

一 株

1999年 4月	弁護士登録	2016年 4月	第一東京弁護士会副会長
1999年 4月	岡村総合法律事務所入所	2018年 3月	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社外取締役 (現任)
2006年 2月	財務省関東財務局金融証券検査官		
2008年 1月	増田パートナーズ法律事務所入所		
2009年 8月	前川晶法律事務所開設	2018年 4月	東京簡易裁判所調停委員 (現任)
2011年 2月	法律事務所イオタ パートナー就任 (現任)	2021年 6月	かながわ信用金庫監事 (現任)

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、2006年2月から2008年1月まで財務省関東財務局に勤務し、金融証券検査官として金融機関のリスク態勢の強化、金融システムの円滑化のための業務に従事してきました。当社は、その実績により培われた豊富な経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記28頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、同氏が就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、同氏がこれまでに所属しておりました法律事務所とは、直近事業年度において取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉川 司及び前川 晶の両氏が監査役に就任した場合、当社は両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、全ての取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、吉川 司及び前川 晶の両氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中で更新することを予定しております。

(ご参考)

<当社の独立性判断基準>

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の基準に該当する者は独立性を有しないと判断しています。

- (1) 現在において、次の (a) から (d) のいずれかに該当する者
 - (a) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
 - (b) 当社との年間取引額が相互の直近事業年度の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
 - (c) 当社から過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者
 - (d) 当社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又はその団体に所属する者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記 (a) から (d) のいずれかに該当していた者

第5号議案、第6号議案、第7号議案は、株主のOASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.様からのご提案によるものであります。議案の件名、議案の要領、提案の理由は、提案株主様から提出されました株主提案書の原文のままで記載しております。

(株主提案)

第5号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から、1年以内に、当社普通株式を株式総数8,790,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）の20%）、取得価額の総額金23,720,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

2017年、当社は多額の現預金があったにもかかわらず、住友林業に第三者割当増資を行い、25.54%の株式希薄化が生じました。櫻野社長は希薄化を正当化するために、株主に対して、2023年3月期に500億円の営業利益を達成すること、また、5年間に600億円の投資を行い投資から70億円の利益を実現すると約束しましたが、今期の営業利益は全体で156億円の達成にとどまると見込まれる上、資金を有意義に投資せず、希薄化に見合う成果は出ていません。住友林業に対する第三者割当の実施から、当社の株価は25%以上下落したままです。

一般株主に利益のない第三者割当増資による希薄化は、コーポレートガバナンス・コードに反し、特定の大株主を不当に優遇するものです。当時も今も、株式での資金調達は不必要で、業務提携で十分でした。現在当社の株価は割安で、自己株式取得により希薄化の悪影響を是正して企業価値の向上と資本効率の改善を行うべきです。

当社取締役会は、以下の理由により本株主提案に反対します。

(理由)

当社は、中長期的な人口減少に伴う国内建設市場の縮小均衡が予想されるなか、新たな市場の創出や付加価値の高い技術開発、海外における事業展開といった持続的成長に向けた取組みが必要であると考え、既存事業の領域を超えた独自性のある新たなポジションの構築を目指し、2017年11月に住友林業株式会社と業務・資本提携に関する契約を締結し、協業を進めてまいりました。本提携に際しては、当社が営む各事業分野におけるシナジー創出モデルを積極的に展開の上、パートナー関係の長期的な発展・強化と継続性のある協業を追求し、中長期的な企業価値の向上を図り、かつ再開発資金及び土地取得費用その他の資金需要に対応することを目的として、第三者割当増資により約347億円の資金を調達しました。本提携は、資本提携を裏付けとする強固かつ長期的なパートナー関係を背景に、近接した事業分野において各々の強みを掛け合わせた協業を行うことを通じて各種のシナジーを産み出すことを企図するもので、当社の企業価値向上ひいては一般株主の利益に資するものと考えており、特定の大株主を不当に優遇するものではないと考えております。また、提案株主がいかなる点をもって「コーポレートガバナンス・コードに反し」ていると主張しているのかは必ずしも明らかでないものの、いずれにせよ、本提携はコーポレートガバナンス・コードに反するものでもありません。

その後、本提携の趣旨に沿って2018年3月に策定した『中期経営計画（2018～2020年度）』（以下「前中期計画」といいます。）により、国内／海外アライアンス、国内不動産等を中心に3年間で600億円規模の投資を計画し、本増資による約347億円をその一部に充当することを計画しましたが、各種技術開発の進展等一定の成果を見たものの、再開発事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や環境アセスメントに時間を要したことにより事業計画の取りまとめに遅れが生じているほか、再生可能エネルギー事業をめぐる環境の変化等により、前中期計画期間中の投資実績は約150億円にとどまりました。

前中期計画策定時に想定していた投資環境に大きな変化が生じたこと等を踏まえ、2021年5月に発表した『中期経営計画（2021～2023年度）』（以下「現中期計画」といいます。）において、「建設請負事業の深化」「建設周辺事業の進化」「新たな事業領域の開拓」「経営基盤の強化」という4つの基本方針のもと、当社の長期的・持続的成長を達成するために、新たに400億円規模の投資計画を策定しました。当該計画に基づきこれまで約130億円の投資を実施しており、第三者割当増資以降の投資累計額としては約280億円となっておりますが、今後更

に約240億円の投資を現在検討しており、これにより、現在検討しているものを含め、現中期計画策定以降の投資総額は約370億円（国内外の不動産開発事業：約210億円、再生可能エネルギー事業：約70億円、基幹システム刷新等の経営基盤強化：約70億円、その他：約20億円）となることを、第三者割当増資以降の投資累計額としては約520億円となることを見込んでおります。進捗としては、当社が参画している東京都新宿区下宮比町地区の再開発に関し、2022年7月には再開発準備組合が設立される等着実に進展をみております。また、インフラ大更新に対応し、高速道路リニューアル工事等に向けて新たに開発した技術などは既に収益に貢献しているほか、海外不動産開発事業、再生可能エネルギー事業なども今般の投資計画完了後より徐々に収益貢献が始まり、中長期的な安定収益の獲得に寄与することを見込んでおります。なお投資計画には競合者の存在する資産購入や環境変化によるリスクの再検討等により、その執行が当初想定通りに進まない案件もありますが、投資計画の遂行は、当社の長期的・持続的成長のために必要であり、時期にずれが生じようとも事業の組み立てを適切に再構築した上で実施し継続すべきものと考えております。また、現中期計画終了後も、当社の中長期的な企業価値の向上を図るために、引き続き成長投資を実施していくことが必要であると考えております。

また、当社は資本効率の重要性も認識しており、株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、2021年11月に現中期計画期間中に総額100億円規模の自己株式を取得する方針を定め、当該方針に基づき、2021年度及び2022年度にそれぞれ約40億円の自己株式の取得・消却を実施し、さらに2023年度においても総額20億円の取得を決議しました。これに加えて、第1号議案が承認された場合、当該配当と合わせた2022年度の総還元性向(連結)は約122%となる見通しです。また今後の自己株式取得につきましては、直近の業績や中長期の業績見通し、成長投資の実行状況、経営環境等を総合的に勘案し、原則として自己株式の取得について定めた当社定款第7条に基づき取締役会において判断いたしますが、配当と合わせた株主還元をより充実できるよう検討してまいります。

一方、本株主提案は、約237億円もの自己株式取得を1年以内という短期間に実施することを提案するものです。このような多額の自己株式取得を一時に実施することは、長期的・持続的成長の機会を創出することを目的としている上述の投資を財務的に制約することにつながりかねません。さらに、ロシア・ウクライナ紛争及びこれらに関連する資機材価格の高騰や、欧米における金融機関の破綻等、世界経済の変化が当社の事業環境に及ぼす影響はますます不透明になっていることに加え、景気変動等による業績影響が大きく、キャッシュ創出の変動幅も大きいという建設業の事業リスクを踏まえると、長期的な視点に立った事業の継続性担保のためには、手元流動性資金及び自己資本の確保が肝要であると考えております。特に茲もとの工

事案件の大型化に伴う施工中の工事費用立替負担の増加等を踏まえ、上述の投資の実行及び当社グループに必要な運転資金を考慮すると、本株主提案が定める自己株式取得を実施することは、当社グループの財務基盤の安定性を大きく損ねることとなり、結果として株主の皆様の利益を毀損するものと考えております。

以上により、当社取締役会は本株主提案に反対します。

(株主提案) 第6号議案 剰余金処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 一株当たり配当額

金188円から、本定時株主総会において当社取締役会が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金188円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2023年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

(2) 提案の理由

当社のEV/EBITDA倍率はわずか3.8倍であり、他の上場ゼネコンに比して極めて低い水準です。当社は、上記の第三者割当増資で調達した資金、余剰資金、及び営業CFを適切に管理できずにいます。実際、当社は、増資後の中期経営計画の投資目標600億円に対し、実際の投資額は約150億円（既存施設の維持更新投資を除く）にとどまり、結果として、当社には現在335億円超の現預金が留保されています。一方、当社において現時点で直ちに実施可能であり、自社内の現預金を用いて十分なリターンが見込まれる投資計画は国内・国外ともに見出せていないものと考えています。そのため、オアシスは、かかる株主資本を貯め込まず、配当性向75%を目標値として株主に還元し、株主価値を高めることを提案します。

当社取締役会は、以下の理由により本株主提案に反対します。

(理由)

当社は、利益配分につきましては、経営基盤の強化及び事業収益拡大のために内部留保の充実を図りつつ、直近の業績や中長期の業績見通し及び経営環境等を総合的に勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的に利益還元していくことを基本方針としております。また、『中期経営計画（2021～2023年度）』（以下「現中期計画」といいます。）においては、配当性向（連結）30%目処を財務目標の一つとして掲げており、2021年度においては配当性向（連結）35.1%の剰余金の配当を実施しております。

さらに、2022年度の期末配当につきましては、期首に掲げた業績目標に達しなかったものの安定的な利益還元という基本方針に基づき、当初の計画どおり普通株式1株につき130円の剰余金の配当を行うことを会社提案として提案しております。当該議案が承認された場合、2022年度の配当性向（連結）は約72%となる見通しであり、当社は上記の基本方針及び現中期計画の下、適正な株主還元を努めていると考えております。

一方、第5号議案に関する当社取締役会意見に記載のとおり、長期的な視点に立った事業の継続性の担保のためには、手元流動性資金並びに自己資本の確保が肝要であると考えており、また、当社は長期的・持続的成長のために引き続き成長投資の実行が必要であると考え、これを実施していく予定です。しかしながら、本株主提案が求める1株当たり188円の剰余金の配当は当社の2022年度の純利益を超える過大な水準（配当性向(連結)約105%）であり、長期的・持続的な成長を実現しつつ、適正かつ安定的に利益を還元していくという配当政策の基本方針に沿う施策ではなく、株主共同の利益に適うとは言い難いものと考えております。

以上により、当社取締役会は本株主提案に反対します。

(株主提案)

第7号議案 定款一部変更の件（戦略検討委員会の設置）

(1) 議案の要領

現行の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、以下の条文を新設し、現行の定款第26条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第26条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う戦略検討委員会（以下「戦略検討委員会」という。）を取締役会の下に設置する。

2. 戦略検討委員会は、当会社の社外取締役からなる委員により構成される。
3. 戦略検討委員会は、戦略検討委員会が独自に選定した外部アドバイザーにより、当社取締役会から独立した助言を受けることができる。
4. 戦略検討委員会は、取締役会とは独立して当会社の利益を図る立場において、次の各号に定める活動を行う。
 - (1)当会社における全般的な事業戦略（住友林業株式会社との戦略的関係の見直し、投資戦略及び投資決定プロセスの設計、並びに顧客獲得及び顧客収益の向上等を含むがこれらに限られない。）、財務戦略（資本政策、株主構成における戦略を含むがこれらに限られない。）及びコーポレートガバナンス（これらを総称して以下「当会社の戦略等」という。）に関する、株主からの意見聴取
 - (2)収集した情報を参考にした、当会社の戦略等の立案及び当会社の戦略等に係る取締役会からの提案の検証
 - (3)戦略検討委員会による検討の結果を踏まえての、取締役会に対する当会社の戦略等に関する推奨意見の提示
 - (4)戦略検討委員会の推奨意見の提示を受けた取締役会の決議事項に関する、株主及びその他のステークホルダーへの説明
5. 戦略検討委員会に関するその他の事項は、本定款のほか、戦略検討委員会において定める戦略検討委員会規則による。

(2) 提案の理由

現経営陣は、不適切なガバナンスのまま、財務戦略を実行し、第三者割当増資時に発表した経営目標を全く達成しませんでした。当社のPBR、ROE、ROA、営業利益率を含む財務指標はいずれも悪化しています。

現在の経営計画は、希薄化を補う当社の中長期的な成長のためには全く不十分であり、経営計画の抜本的かつ緊急の見直しが必要です。また、当社は住友林業子会社が運営する米国不動産ファンドへ、他のファンドとの比較なく出資しました。このように当社の現在の投資戦略はリスクを伴うばかりか低いリターンしか得られません。

これらの事情に照らし、オアシスは、戦略検討委員会の設置を提案します。同委員会は、株主構成の見直しを含めた資本政策、取締役会による投資決定プロセスの支援、ガバナンスの強化等を目的として、戦略の立案並びに取締役会による意思決定の妥当性及び透明性を現経営陣から独立した立場で検討する機関です。

当社の取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本株主提案に反対します。

(理由)

当社取締役会については、会社経営に参画した実績を有する独立社外取締役を独立社外取締役比率で3分の1以上となる4名選任し、客観的立場から経営への助言を受けております。『中期経営計画（2021～2023年度）』（以下「現中期計画」といいます。）についても、当時の当社社外取締役を含めて十分な議論を行った上で策定しております。このほか、重要な意思決定については、担当者からの説明を基に社外取締役のみで議論する場を設け、当該議論を踏まえた上で取締役会に諮っています。

また、取締役会は必要に応じ社外の専門家の意見・知見を取り入れた上で意思決定を行っております。例えば、提案株主が言及している米国不動産ファンドへの投資に関しても、第三者である社外の専門家による米国当該地域における不動産投資収益率の標準的な水準についての検証結果を踏まえた上で方針を決定しており、ガバナンス上適切な意思決定に基づいて実施されております。

併せて、当社は株主・投資家の皆様との対話を深めるためIR・SR活動の充実を図るとともに、当該活動で頂いたご意見等について、取締役会は適宜報告を受ける等の取組みを実施して

おります。

このように、現行において当社における全般的な事業戦略について、社外取締役、社外の専門家及び株主・投資家の皆様等の第三者の視点を反映しながら適切な意思決定を行う体制がすでに構築されているものと考えています。現中期計画に掲げた財務目標の達成が厳しいという現実を真摯に受け止め、ロシア・ウクライナ紛争及びこれらに関連する資機材価格の高騰等といった外部環境の変化に対応し、持続的な企業価値の向上を図っていくためにも、上記のコーポレートガバナンス体制による検討・協議を深めていくことこそが、何より重要であると考えます。

そもそも、定款は会社の組織及び経営の根本原則を定めるものです。本株主提案に述べられている「当会社の戦略等」には取締役会の経営判断に属すべき具体的事項が含まれておりますが、それをどのような社内体制・プロセスで検討・判断するかについても、経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて決定すべき事項といえます。このように、本株主提案が求める「戦略検討委員会」設置に関する定款変更は、その性質上、定款に馴染まず、一般的な定款の範囲を超えたものであり、かかる定款変更により、かえって、経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれる可能性もあると考えます。

以上により、当社取締役会は本株主提案に反対します。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、ウィズコロナの生活様式の定着が進む中で、個人消費に持ち直しの動きがみられ、設備投資もソフトウェア投資を中心に堅調に推移しましたが、円安や資源高による物価上昇などの下押し要因もあり企業収益に一部弱さが残るなど、景気の回復は緩やかなものにとどまりました。

建設業界におきましては、住宅建設は建設コストや金利上昇への懸念から弱含んでいるものの、民間企業の建設投資は企業の設備投資意欲の高まりを背景に堅調であり、公共投資も関連予算の執行により底堅く推移したことなどから、受注環境は総じて堅調でありました。しかしながら、資材高や労務費の増加等による建設コストの上昇もあり、採算面においては一部に厳しさが残りました。

このような経営環境のもと、当社グループは2021年5月に策定した①建設請負事業の深化、②建設周辺事業の進化、③新たな事業領域の開拓、④経営基盤の強化を基本方針とする『熊谷組グループ 中期経営計画（2021～2023年度）～持続的成長への弛まぬ挑戦～』にグループ一丸となって取り組み、持続的成長へ向けた事業の推進へ注力してまいりました。なお、2021年11月には、株主還元の拡充並びに資本効率の向上を図るため現中期経営計画期間（2021～2023年度）に総額100億円規模の自己株式を取得する方針を決定しており、当該方針に基づき当期も約40億円の自己株式の取得を実施しました。これにより、当期における総還元性向は121.6%となる見通しです。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は、前連結会計年度比5.1%減の4,035億円となりました。利益は、売上高の減少並びに売上総利益率の低下に伴う売上総利益の減少等により、営業利益は114億円、経常利益は122億円となりました。また、法人税、住民税及び事業税等の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純利益は79億円となりました。

当社の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高は、国内土木工事の減少等により前年度比0.5%減の3,486億円となりました。このうち、土木工事は1,012億円、建築工事は2,473億円であり、これらの発注者別内訳は官庁28.6%、民間71.4%であります。

売上高は、同9.6%減の2,993億円となりました。このうち、土木工事は899億円、建築工事は2,093億円であり、これらの発注者別内訳は官庁20.2%、民間79.8%であります。

翌事業年度への繰越高は、同10.2%増の5,348億円となりました。

利益につきましては、売上高の減少並びに売上総利益率の低下に伴う売上総利益の減少等により、経常利益は101億円、当期純利益は69億円となりました。

当社の部門別の状況は以下のとおりであります。

〔土 木〕

土木の受注高は前年度比8.6%減の1,012億円となりました。

主な受注工事は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構：北海道新幹線、岩尾別高架橋（北海道）、札幌市：国庫補助事業創成川処理区Ⅳ－01000（北45条東1丁目ほか）下水道新設工事（北海道）、国土交通省：令和4年度42号熊野第2トンネル工事（三重県）、東日本高速道路株式会社：首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋（下部工）西工事（茨城県）等であります。

完成工事高は同4.4%減の899億円となりました。

主な完成工事は、西日本高速道路株式会社：新名神高速道路 原萩谷トンネル西工事（大阪府）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構：北陸新幹線、芦原温泉駅高架橋他（福井県）、東京地下鉄株式会社：銀座線浅草駅折返し線延伸に伴う土木工事（東京都）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構：北海道新幹線、村山トンネル他（北海道）等であります。

〔建 築〕

建築の受注高は前年度比3.3%増の2,473億円となりました。

主な受注工事は、三井不動産レジデンシャル株式会社、野村不動産株式会社、三菱地所レジデンス株式会社、伊藤忠都市開発株式会社、東方地所株式会社、株式会社富士見地所、袖ヶ浦興業株式会社：（仮称）幕張新都心若葉住宅地区計画（B－4街区）（千葉県）、阪神電気鉄道株式会社：阪神タイガース二軍施設移転計画 新築工事（兵庫県）、医療法人徳洲会：徳之島徳洲会病院移転新築工事（鹿児島県）、兵庫県：県立西宮総合医療センター（仮称）病院棟外建築工事（兵庫県）等であります。

完成工事高は同11.6%減の2,093億円となりました。

主な完成工事は、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス・日下部洋子・株式会社サン・エトワール・星野浩一 他：（仮称）渋谷区道玄坂二丁目開発計画 新築工事（東京都）、医療法人徳洲会：湘南鎌倉総合病院外傷・救命救急センター先端医療センター増築工事（神奈川県）、日本電産株式会社（現 ニデック株式会社）：日本電産株式会社 向日町プロジェクトC棟建築工事（仮称）（京都府）、野村不動産株式会社：（仮称）阪急塚口駅前建替計画（兵庫県）等であります。

(参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	翌事業年度繰越高
土 木	183,772	101,273	89,936	(195,109) 195,109
建 築	301,684	247,373	209,381	(339,677) 339,733
合 計	485,457	348,647	299,317	(534,786) 534,842

(注) 翌事業年度繰越高に含まれる海外工事の繰越高について、為替相場の実勢を反映させるため、事業年度末レートで修正しております。
この増加額は55百万円であり、()内は修正前であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は48億円であり、主なものは、事業用土地・建物、ソフトウェアの開発等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中におきましては、増資及び社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、政府の各種政策の効果やウィズコロナの生活様式の定着による経済社会活動の正常化が進むことにより、個人消費や企業収益の持ち直しが期待されますが、長引くウクライナ情勢や世界的な金融引締めが進展する中で海外景気の下振れや物価上昇、供給面の制約などのリスクを孕んでおり、景気は依然として先行き不透明な状況にあります。

建設業界におきましては、民間企業の建設投資は企業収益の改善等を背景に持ち直しの動きが続くと思われ、また、公共投資も2023年度予算は前年度とほぼ同水準が確保されるなど、防災・減災、国土強靱化への計画的な投資により底堅く推移するものと予想されます。一方で、原油高や建設資材高といった採算悪化や需要減退を招くリスクについて動向を注視していく必要があります。

このような経営環境のもと、当社グループは前述の中期経営計画（2021～2023年度）に

則り、持続的成長へ向けた諸施策に引き続きグループ一丸となって取り組んでまいります。しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、ウクライナ情勢などに起因する資材価格の高騰などといった、計画策定時には想定し得なかった経済・社会情勢の劇的な変化の影響は大きく、誠に遺憾ながら2023年度の業績は以下のとおり、計画最終年度の財務目標を下回る見込みとなりました。

- ・ 現中期経営計画における財務目標（2023年度）
連結売上高4,700億円、連結経常利益330億円
- ・ 今回業績予想（2023年度）
連結売上高4,331億円、連結経常利益157億円

なお、2024年度以降の業績につきましては、外部環境変化の影響が一定程度収まると見込んでおり、また業績改善に向けた各施策の効果の発現が期待されますので、現中期経営計画で掲げている「建設請負事業の深化」「建設周辺事業の進化」「新たな事業領域の開拓」「経営基盤の強化」の4つの基本戦略をさらに強力で推進し、併せて業務・資本提携している住友林業株式会社との協業成果も含めた投資収益を確保するなどにより、まずは連結経常利益を300億円水準に引上げ、その後、将来の姿として掲げた500億円を目指します。

また、当連結会計年度終了後に、当社共同企業体が施工中の「北海道新幹線、羊蹄トンネル（有島）他」において、発注者と定めた条件によるコンクリートの単位水量試験及びスランプ試験に関して虚偽報告を行っていたことが判明しました。

発注者様をはじめとするご関係の皆様には、多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

現在、対象のコンクリートの強度については調査を進めているところでございますが、当社といたしましては、本件事態の重大さを痛感し、二度と同様の事態を起こさぬよう再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス教育を再徹底し、信用・信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第83期 (2020年3月期)	第84期 (2021年3月期)	第85期 (2022年3月期)	第86期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高	百万円	436,151	450,232	425,216	403,502
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	19,447	17,925	15,850	7,973
1株当たり当期純利益	円	417.35	384.69	342.13	179.64
総 資 産	百万円	374,841	379,573	371,096	376,650
純 資 産	百万円	148,034	163,835	169,302	169,860

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第83期 (2020年3月期)	第84期 (2021年3月期)	第85期 (2022年3月期)	第86期 (当事業年度) (2023年3月期)
受 注 高	百万円	324,959	283,361	350,236	348,647
売 上 高	百万円	352,224	360,240	331,021	299,317
当 期 純 利 益	百万円	14,823	15,047	13,730	6,996
1株当たり当期純利益	円	317.38	322.21	295.72	157.26
総 資 産	百万円	315,780	316,659	303,997	304,522
純 資 産	百万円	118,438	131,287	133,749	133,049

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ガイアート	百万円 1,000	100.00%	舗装工事、土木工事等の請負及びこれらに関連する事業
テクノス株式会社	百万円 470	100.00%	土木工事等の請負、建設用資機材の設計・製作・販売及びこれらに関連する事業
ケーアンドイー株式会社	百万円 300	100.00%	建築リニューアル・リフォーム工事等の請負及びこれらに関連する事業
華熊営造股份有限公司	百万NT\$ 800	100.00%	建築工事等の請負及びこれらに関連する事業

上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は7社、持分法適用関連会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主として建設事業及びその周辺関連事業を行っております。主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者『(特-29) 第1200号』として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

- ① 当社
本店 福井市中央2丁目6番8号
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号
支店 北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、首都圏支店（東京都新宿区）、名古屋支店、北陸支店（石川県金沢市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）、九州支店（福岡県福岡市）、沖縄支店（沖縄県那覇市）
技術研究所（茨城県つくば市）
海外拠点 ベトナム、インドネシア、ミャンマー

(注) 2022年4月1日沖縄支店を開設いたしました。

② 主要な子会社

株式会社ガイアート（東京都新宿区）
テクノス株式会社（愛知県豊川市）
ケーアンドイー株式会社（東京都千代田区）
華熊營造股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,406 ^名	+68 ^名

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,635 ^名	+9 ^名	44.0 ^歳	19.0 ^年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,360
三井住友信託銀行株式会社	3,495
株式会社群馬銀行	2,230
株式会社三菱UFJ銀行	2,185
株式会社北陸銀行	2,030

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 71,400,000株

(2) 発行済株式の総数 43,900,360株（うち自己株式 62,644株）

（注）2022年5月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年3月31日付で自己株式を消却しており、発行済株式の総数は前事業年度末比1,511,300株減少しております。

(3) 株主数 37,817名（前事業年度末比 486名増）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
住友林業株式会社	9,361	21.35
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,190	11.84
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,438	7.84
熊谷組取引先持株会	2,173	4.96
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	675	1.54
野村證券株式会社	665	1.52
熊谷組持株会	496	1.13
J P MORGAN CHASE BANK 385781	447	1.02
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	429	0.98
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	428	0.98

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員（当社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	（ 一株） （ 一株）	一名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	櫻 野 泰 則	
取 締 役 (代表取締役)	嘉 藤 好 彦	土木全般、技術担当
取 締 役 (代表取締役)	小 川 嘉 明	建築全般、安全衛生担当、品質・環境担当
取 締 役	日 高 功 二	管理本部長、コンプライアンス担当
取 締 役	上 田 真	建築事業本部長
取 締 役	岡 市 光 司	土木事業本部長、土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長
○ 取 締 役	佐 藤 建	住友林業株式会社代表取締役執行役員副社長
取 締 役	吉 田 栄	
取 締 役	岡 田 茂	
取 締 役	桜 木 君 枝	会津大学大学院特任教授、東洋紡株式会社社外取締役、いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）
○ 取 締 役	奈 良 正 哉	鳥飼総合法律事務所パートナー、株式会社タムロン社外監査役、理想科学工業株式会社社外監査役
○ 常勤監査役	川野輪 政 浩	
監 査 役	竹 花 豊	
○ 監 査 役	山 田 章 雄	山田章雄公認会計士事務所、株式会社NITTAN社外監査役、公益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事、楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役、株式会社内田洋行社外監査役

- (注) 1. 取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役竹花 豊及び山田章雄の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝、奈良正哉、監査役竹花 豊及び山田章雄の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. ○印は2022年6月29日開催の第85期定時株主総会において新たに選任された取締役及び監査役であります。

ります。

5. 監査役川野輪政浩氏は当社の財務部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役山田章雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中の退任監査役
常勤監査役 小西 純治 (2022年6月29日辞任)
監査役 鮎川 眞昭 (2022年6月29日退任)
監査役 佐藤 建 (2022年6月29日退任)

当社は執行役員制度を導入しております。2023年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

*執行役員社長	櫻野泰則	常務執行役員	若林誠
*執行役員副社長	嘉藤好彦	常務執行役員	川村和彦
*執行役員副社長	小川嘉明	常務執行役員	平野譲
*専務執行役員	日高功二	執行役員	星国人人
*専務執行役員	上田真司	執行役員	永田尚人
*専務執行役員	岡市光司	執行役員	宮脇悟
専務執行役員	岸研司	執行役員	増森秀樹
専務執行役員	大野雅紀	執行役員	谷口弘恭
専務執行役員	梶山雅生	執行役員	小野哲男
常務執行役員	山崎晶	執行役員	伊藤泰治
常務執行役員	住吉徳夫	執行役員	山下文章
常務執行役員	築田秀之	執行役員	中山猛
常務執行役員	萩田義夫	執行役員	林大輔
常務執行役員	柏原貴彦	執行役員	木下剛
常務執行役員	山下雅人		

- (注) 1. *印は取締役兼務であります。
2. 2023年3月31日付をもって常務執行役員住吉徳夫氏、執行役員星 国人、永田尚人氏及び宮脇 悟氏は執行役員を退任いたしました。
3. 2023年4月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。

常務執行役員	谷口弘恭	◎執行役員	久保田 泰史
常務執行役員	小野哲男	◎執行役員	坂井 秀行
常務執行役員	伊藤泰治	◎執行役員	山下 正治
◎執行役員	五十嵐 智彦		

(注) ◎印は新任執行役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、非常勤の非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険期間は1年で、毎年9月に契約を更新しています。当該保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 被保険者の範囲
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員
- ② 保険料の負担
全額を当社及び当社子会社が負担
- ③ 填補の対象とされる保険事故の概要
被保険者が自らの職務の執行に関して損害賠償責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることに伴い発生する損害（損害賠償金、争訟費用等）
- ④ 当該保険契約によって被保険者である当社役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
被保険者の故意による犯罪行為、法令違反又は違法に得た私的利益に起因する損害賠償請求に関しては填補の対象外とするなどの免責事項を設けております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬諮問委員会の答申内容を踏まえて、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能するよう、株主利益と連動する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬及び賞与）並びに株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役については、金銭報酬（固定報酬のうち、役位に応じた報酬）のみとする。

2. 個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(固定報酬)

月例の金銭報酬である固定報酬は、役位に応じた報酬と業績への貢献実績に応じた報酬で構成され、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、従業員の給与水準並びに世間相場等を勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。なお、各取締役の業績への貢献実績に応じた報酬については、取締役会が決定する役位に応じた標準報酬額に各取締役の前年度の業績計画への貢献実績(評価)を反映する。各取締役の評価は、全社及び部門別の業績達成度と役割達成度により決定する。また、取締役会は評価の決定を代表取締役社長に委任し、当該委任が適切に実施されるよう、代表取締役社長は評価結果について、指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとする。

(賞与)

臨時の金銭報酬である賞与は、業績に連動し臨時に支払うものとし、株主総会が決定した取締役報酬総額の限度内において、各事業年度の業績、貢献実績等を総合的に勘案して、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

(株式報酬)

株式報酬は、取締役(社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く)に対し、各事業年度毎に役位等に応じたポイントを付与し、原則として退任時にポイントの累計数によって株式を交付する信託を用いた株式報酬制度とし株式交付にあたっての基準や手続きについては、取締役会が定める株式交付規程により決定する。

3. 個人別の報酬等の額に関する種類別の報酬割合の決定に関する方針

取締役(社外取締役及び非常勤の非業務執行取締役を除く)の種類別の報酬割合については、取締役に対するインセンティブとして適切に機能する割合となるよう、指名・報酬諮問委員会の答申結果を踏まえながら、取締役会で決定する。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に定める手続きを経て決定されたものであること、とりわけ社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会における慎重な検討を踏まえたものとなっていることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額

決議日	2001年1月24日（臨時株主総会）
決議内容の概要	月額30百万円以内 なお使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
決議に係る会社役員の数	取締役13名

取締役の株式報酬の額及び内容

決議日	2018年6月28日（第81期定時株主総会）
決議内容の概要	当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、当該信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度を導入する。当該制度において取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が拠出する金銭の上限は当該制度の対象期間の事業年度数に25百万円を乗じた金額、また当該制度の対象者に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり合計25,000ポイントとし、対象者は取締役退任時に1ポイントにつき1株として当社株式が交付される。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で当該信託内において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがある。なお社外取締役分及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。
決議に係る会社役員の数	取締役6名（社外取締役は除く）

監査役の金銭報酬の額

決議日	1988年12月16日（第51期定時株主総会）
決議内容の概要	月額5百万円以内
決議に係る会社役員の数	監査役3名

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長櫻野泰則が取締役個人の報酬額の具体的内容の一部を決定しており、その権限の内容は固定報酬のうち業績への貢献実績についての各取締役の評価決定であります。この権限を委任した理由は、同氏が各取締役の担当に照らして全社及び部門別の業績達成度と役割達成度を俯瞰的に評価することができるかと判断したものであります。なお委任された権限が適切に行使されるよう、評価決定にあたっては社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の諮問を受けるものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	278 (40)	256 (40)	－ (－)	22 (－)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	41 (21)	41 (21)	－ (－)	－ (－)	6 (3)

(注) 非金銭報酬等は、信託を用いた株式報酬制度に基づく当事業年度における株式給付引当金繰入額を記載しております。当該株式報酬制度の内容は②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項に記載のとおりであります。なお当事業年度は当該株式報酬制度に基づき、取締役（取締役であった者を含む）に対して株式は交付しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

取締役吉田 栄、岡田 茂、桜木君枝及び奈良正哉の各氏は社外取締役であります。また、監査役竹花 豊及び山田章雄の両氏は社外監査役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

桜木取締役は会津大学大学院特任教授、東洋紡株式会社社外取締役及びいすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

奈良取締役は鳥飼総合法律事務所パートナー、株式会社タムロン社外監査役及び理想科学工業株式会社社外監査役であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

山田監査役は山田章雄公認会計士事務所公認会計士、株式会社NITTAN社外監査役、公

益財団法人ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事、楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役及び株式会社内田洋行社外監査役であります。各兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

吉田取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に異業種の生産部門担当役員として経営に参画して培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会7回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

岡田取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に異業種の経営者としての経営実績から培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会7回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

桜木取締役は、当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に企業倫理・コンプライアンスなどの分野に関する豊富な経験及び異業種の社外取締役として培われた幅広い見識から、必要に応じ発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の委員会7回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

奈良取締役は、2022年6月29日就任以降開催の取締役会14回全てに出席し、金融機関の運用部門担当役員や常勤監査役として経営に参画・関与した豊富な経験や、弁護士としての専門的見地及び異業種の社外監査役として培われた幅広い見識から必要に応じて発言を行っております。このほか指名・報酬諮問委員会の委員として、2022年6月29日就任以降開催の委員会6回全てに出席することなどにより、独立した客観的立場から取締役の人事及び各取締役の評価を検討するなど、取締役会の監督に務めております。

竹花監査役は、当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に、また監査役会15回全てに出席し、主に官公庁の要職の歴任及び異業種の経営経験により培われた幅広い見識に基づく客観的視点から、必要に応じ発言を行っております。

山田監査役は、2022年6月29日就任以降開催の取締役会14回全てに、また監査役会11回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じて発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
52百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
72百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画との実績状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社である華熊營造股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り、監査役会における監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を説明いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されたときには、監査役会の決議により解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議いたしました上記の体制の内容は次のとおりであります。

当社は、「建設を核とした事業活動を通して、社会に貢献する企業集団を目指す」という「経営理念」の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが不可欠であるとの認識のもと、内部統制システムに関して以下のとおり体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての取締役、執行役員（以下併せて「役員」という。）及び使用人を対象とした企業行動指針を定め、周知徹底を行う。
- ② 全体の法遵守体制の整備と法務面での指導は管理本部が行い、個別の法令を管理する各本部が法令遵守システムを維持整備し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査部門が監査する体制を整備する。
- ③ 役員及び使用人の職務の執行に必要な手続きについては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程に定める。
- ④ 法令遵守に関する定期的な教育・研修制度を設ける。
- ⑤ 役員、支店長等の経営トップが使用人に対して、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。
- ⑥ 法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化を防止すること、並びに使用人相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生を予防することを目的として社内通報制度を設ける。
- ⑦ 経営から独立した法遵守監査委員会が外部の目でコンプライアンス体制を評価し、経営に報告・提案する。
- ⑧ 反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、並びに反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨むことを、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」に明記し、周知徹底を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、社内規程を整備し、周知徹底を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクを部門毎に分類し、主管部署はマニュアル等を定める。
 - ② 適切なリスク管理を行うため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、多面的なリスクを検討すべき事項については部門横断的な全社委員会を設置する。
 - ③ 取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、執行役員制度を採用する。
 - ② 経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議において論点及び問題点を明確にした上で取締役会において決定する。
 - ③ 執行役員、支店長に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、役員支店長会議を設置する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ会社の経営状況の把握、リスクに対する適切な報告と対応、効率的な職務執行体制の構築等、グループ会社の経営全般を管理・支援する体制を整備する。
 - ② グループ経営の観点からグループ経営推進委員会を設置し、個別グループ会社の業績確認及び経営課題の検討を行う。
 - ③ グループ会社が法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営を行うよう、当社のコンプライアンス・プログラムの趣旨をグループ会社に対して展開し、周知徹底を行う。また、グループ会社の使用人は当社の社内通報制度により、当社の窓口へ直接通報することができる。
 - ④ 当社は、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するよう指導するための体制を整備する。
 - ⑤ グループ会社には監査役を置くとともに、適切な監査を行うためグループ会社監査役監査規程を定める。また、当社の内部監査部門がグループ会社の業務執行における法令遵守の状況を監査する状況を整備する。

6. 監査役の監査に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

- (2) 前号の使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。また、当該使用人が監査役の職務を補助する場合は、監査役の指揮命令に従い当該職務を遂行する。

- (3) 当社及びその子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役の監査役への報告に関する体制

① 当社及びグループ会社の役員及び使用人、並びにグループ会社の監査役は、監査役監査において担当する職務の執行状況等について報告する。また、当社の監査役が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握し、必要に応じて役員及び使用人から報告を求めることができる体制を整備する。

② 当社及びグループ会社は、前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

③ 監査役の職務遂行について生じる必要な費用又は債務は、監査役より請求があった後、速やかに処理を行う。

- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を高めるため、監査役が、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに意見交換を行う体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 内部統制全般

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役11名（但し、2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時までは社外取締役3名を含む9名）で構成し、監査役3名（但し、2022年6月29日開催の定時株主総会終結の時までは4名）も出席したうえで、18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保している。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行している。

その他、経営会議は23回、役員支店長会議は4回開催されている。

職務の執行にあたっては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程を定め、社内規程に則り、必要な手続きを実施している。

2. コンプライアンス体制

当社は、法令遵守経営の強化と実践のため、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」を定めるとともに、コンプライアンス研修を本社及び全支店において毎年1回実施している。また、グループ会社も含めた、社内通報制度を設け、経営から独立した通報窓口を設置している。

また、法遵守監査委員会を年度総括として1回、その他、個別の事案毎に適宜開催し、経営から独立した立場での評価を受けている。

3. リスク管理体制

当社は、適切なリスク管理のため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクについて個別にマニュアル等を定めている。その他、大規模災害等が発生した場合の対応として、事業継続計画を整備するとともに、危機管理委員会を設置している。

また、多面的なリスクの検討のため、取組判定会議、新事業委員会等の部門横断的な全社委員会を設置している。

なお、新型コロナウイルス感染症に対しては、安全の確保と事業継続の観点から、対策本部を設置し、感染の予防と拡大防止に向けた対応を実施している。

4. グループ管理体制

当社は、国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ経営全般の管理体制を整備するとともに、グループ経営推進委員会を4回開催し、個別グループ会社の業績確認と経営課題の検討を行い、その結果を取締役に報告を行っている。さらに、主要なグループ会社の社長は取締役会に適宜出席し、意見交換を実施している。

また、コンプライアンス研修にグループ会社の一部を参加させている他、個別グループ会社にて、重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、必要に応じて当社の取締役会に報告を行っている。

5. 監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、並びにグループ会社等からの報告を通じて、当社及びグループ会社の業務執行の状況を把握している。

また、監査役は、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を適宜実施している。さらに、当社及び主要なグループ会社の監査役を出席メンバーとするグループ監査役連絡会を適宜開催している。

内部監査部門は、年度計画に基づき、当社及びグループ会社への内部監査を実施している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部	部	負 債 の 部	部
	百万円		百万円
流動資産	298,276	流動負債	170,922
現金預金	40,977	支払手形・工事未払金等	83,341
受取手形・完成工事未収入金等	225,453	電子記録債務	27,107
未成工事支出金	10,437	短期借入金	3,893
未収入金	19,169	未払法人税等	766
その他	2,295	未成工事受入金	12,789
貸倒引当金	△56	預り金	26,043
固定資産	78,374	完成工事補償引当金	550
有形固定資産	29,309	工事損失引当金	994
建物・構築物	9,704	偶発損失引当金	4
機械、運搬具及び工具器具備品	2,070	賞与引当金	4,057
土地	17,053	その他	11,372
リース資産	387	固定負債	35,867
建設仮勘定	93	長期借入金	18,303
無形固定資産	1,478	株式給付引当金	250
投資その他の資産	47,586	退職給付に係る負債	16,711
投資有価証券	34,131	その他	601
長期貸付金	296	負債合計	206,789
長期営業外未収入金	101	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	25	株主資本	164,113
繰延税金資産	6,914	資本金	30,108
その他	6,277	資本剰余金	17,133
貸倒引当金	△160	利益剰余金	117,498
		自己株式	△626
		その他の包括利益累計額	5,747
		その他有価証券評価差額金	4,512
		為替換算調整勘定	1,372
		退職給付に係る調整累計額	△137
		純資産合計	169,860
資産合計	376,650	負債純資産合計	376,650

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

	百万円	百万円
売上高 完成工事高	403,502	403,502
売上原価 完成工事原価	370,291	370,291
売上総利益 完成工事総利益	33,211	33,211
販売費及び一般管理費		21,728
営業利益		<u>11,483</u>
営業外収益		
受取利息及び配当金	852	
為替差益	156	
持分法による投資利益	146	
その他	194	1,349
営業外費用		
シンジケートローン手数料	213	
支払利息	208	
投資事業組合運用損	94	
その他	79	596
経常利益		<u>12,236</u>
特別利益		
受取損害賠償金	81	
会員権売却益	77	
その他	8	167
特別損失		
加算税等	155	
損害賠償金	86	
固定資産除却損	42	
感染症関連費用	42	
その他	45	372
税金等調整前当期純利益		<u>12,030</u>
法人税、住民税及び事業税	3,718	
法人税等調整額	339	4,057
当期純利益		<u>7,973</u>
親会社株主に帰属する当期純利益		7,973

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		百万円	百万円
流動資産	238,215	流動負債	138,567
現金預金	18,586	支払手形	1,920
受取手形	662	電子記録債権	23,170
完成工事未収入金	190,477	工事未払金	58,488
未成工事支出金	9,174	短期借入金	5,693
未収入金	17,910	リース債権	4
その他の当金	1,423	未払法人税等	202
貸倒引当金	△20	未成工事受入金	10,763
固定資産	66,307	預り金	24,135
有形固定資産	20,962	完成工事補償引当金	518
建物・構築物	5,663	工事損失引当金	964
機械・運搬具	787	賞与引当金	2,746
工具器具・備品	382	その他の他	9,959
土地	14,096	固定負債	32,904
リース資産	11	長期借入金	18,303
建設仮勘定	20	リース債権	7
無形固定資産	1,378	株式給付引当金	250
投資その他の資産	43,966	退職給付引当金	14,078
投資有価証券	9,943	その他の他	264
関係会社株式	24,301	負債合計	171,472
その他の関係会社有価証券	3,140	純資産の部	
長期貸付金	287	株主資本	128,560
長期前払費用	72	資本金	30,108
繰延税金資産	5,548	資本剰余金	17,133
その他の	673	資本準備金	7,000
		その他資本剰余金	10,133
		利益剰余金	81,817
		利益準備金	559
		その他利益剰余金	81,257
		繰越利益剰余金	81,257
		自己株式	△499
		評価・換算差額等	4,489
		その他有価証券評価差額金	4,489
資産合計	304,522	純資産合計	133,049
		負債純資産合計	304,522

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

	百万円	百万円
売 上 高	299,317	299,317
完成工事高		
売 上 原 価	274,760	274,760
完成工事原価		
売 上 総 利 益	24,557	24,557
完成工事総利益		
販売費及び一般管理費		16,512
営 業 利 益		8,045
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,391	
その他の	327	2,719
営業外費用		
支払利息	228	
シンジケートローン手数料	213	
投資事業組合運用損	94	
その他の	72	609
経 常 利 益		10,154
特別利益		
会員権売却益	77	
その他の	3	80
特別損失		
加算税等	155	
損害賠償金	86	
その他の	76	318
税 引 前 当 期 純 利 益		9,917
法人税、住民税及び事業税	2,814	
法人税等調整額	106	2,921
当 期 純 利 益		6,996

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 熊 谷 組
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指定社員 公認会計士 榎 本 尚 子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 菅 野 進
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社熊谷組の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 熊 谷 組
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所
指定社員 公認会計士 榎 本 尚 子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 菅 野 進
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社熊谷組の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当連結会計年度終了後に判明しました、当社JV施工の「北海道新幹線、羊蹄トンネル（有島）他」工事におけるコンクリートの単位水量試験及びスランプ試験を所定の方法で行っていないにもかかわらず行ったと虚偽の報告を行った件につきましては、監査役会として、今後の推移を十分注視するとともに、当社における信頼回復と再発防止に向けたコンプライアンス強化の取り組みについて引き続き監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社	熊	谷	組	監査役会
常勤監査役	川	野	輪	政 浩 ㊞
社外監査役	竹	花		豊 ㊞
社外監査役	山	田	章	雄 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



🕒 開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

📍 開催場所

東京都新宿区津久戸町2番1号
当社 東京本社 大会議室
電話03-3260-2111（大代表）

🚆 交通

J R

飯田橋駅**東口**より徒歩5分

東京メトロ有楽町線・南北線・東西線
飯田橋駅（**出口B1**）より徒歩3分

都営地下鉄大江戸線
飯田橋駅（**出口C1**）より徒歩2分